

岩手県告示第353号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第723号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和3年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 奥州市前沢古城字栗生沢及び水沢東中通り二丁目
- 2 実施した期間 令和2年10月31日から令和3年3月23日まで
- 3 実施した公共測量の種類 道路台帳図作成及び基準点測量（2級）